

山形県特定高性能農業機械導入計画

平成 21 年度～平成 25 年度

山形県農林水産部

ま え が き

この度、平成20年8月7日に国が公表した「特定高性能農業機械導入基本方針」に即し、「山形県特定高性能農業機械導入計画」を策定しました。

近年、農業農村を巡る情勢は、農業従事者の減少や高齢化、さらには、経済のグローバル化による国際的な競争の激化、原油や農業資材価格の高騰など大きな変化の時を迎えており、本県農業の持続的な発展を図るためには、意欲ある認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成・確保しながら、経営基盤の充実強化を図り、競争力の高い農業経営を確立していくことが不可欠となっています。

こうした中、農業機械の普及に当たっては、地域の農業生産性の動向、土地基盤の整備状況、農業機械を利用する経営体あるいは集落営農組織等の技術的及び社会経済的諸条件等に配慮して効率的な導入利用を進めていく必要があります。

一方、兼業化の進行、担い手の減少等の農業構造の変化に伴い、高齢者や女性が農作業に関わる機会の増加、農業機械の大型化等から、農作業中の事故が相当数発生しているため、農作業における安全の確保も重要な課題となっています。

本計画はこのような見地に立ち、本県における農業事情を踏まえつつ、今後5ヵ年における特定高性能農業機械の導入及び利用に当たっての目標を定めたものです。

本計画の活用によって、本県農業の一層の振興が図られることを期待します。

平成21年3月31日

山形県農林水産部長 森 谷 裕 一

目 次

第1章	導入利用に関する基本的な事項	1
第1	導入利用の適正化	1
第2	農作業安全の確保	3
第3	計画の期間	3
第2章	種類別事項	4
第1	特定高性能農業機械の導入に関する目標	4
1.	特定高性能農業機械の機種別、類別分類	4
2.	利用規模の下限	7
第2	特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項	12
1.	導入する者の備えるべき条件	12
2.	ほ場条件	12
3.	栽培条件	20
4.	関連機械施設条件	24
5.	組織的利用条件	26
第3	特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項	28
1	農業機械利用技術者の養成に関する方針	28
2.	県、市町村における指導体制の整備	28
第4	特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項	30
1.	型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入	30
2.	地域の実情に応じた農作業安全基準の策定及び周知徹底	30
3.	農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善	30
4.	研修、講習の実施等農業者に対する安全意識の啓発指導	30
5.	農業機械作業事故防止及び労災加入促進のための指導体制の整備	30
第5	その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項	32
1.	修理設備体制の整備	32
第6	その他の農業機械の利用規模の目安	33

付表

1	地域の区分	3 4
2	耕地面積	3 5
3	作付面積	3 5
4	農家数及び農業就業人口	3 6
5	農業機械の保有台数	3 6
6	農作業料金	3 7
7	トラクターと作業機の組み合わせ	3 8
8	トラクターと動力噴霧機の組み合わせ	4 1
9	トラクターとフォーレイジハーベスターの組み合わせ	4 1
1 0	トラクターとポテトハーベスターとの組み合わせ	4 1
1 1	トラクター用作業機の標準的作業能率及び実作業率	4 2
1 2	主要農業機械の年間固定費率	4 5
1 3	主要農業機械の格納所要床面積（例）	4 6
1 4	利用限界傾斜度	4 6
1 5	作業可能面積及び経費計算の計算式	4 7

参考法令等

1	農業機械化促進法	5 0
2	農業機械化促進法施行令	6 0
3	補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について	6 3
4	補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について	6 4
5	農業用機械施設補助の整理合理化について	6 5
6	農業用機械施設の補助対象範囲の基準について	6 6